輸第9762号	化成肥料	化成888	シーシーエフジャパン有限会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地
輸第9763号	化成肥料	有機入り30	シーシーエフジャパン有限会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地
輸第9764号	化成肥料	燐加安484	シーシーエフジャパン有限会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地
輸第9765号	化成肥料	マルナカ苦土入り高度複合850	中部飼料株式会社	愛知県知多市北浜町14番地６
輸第9766号	化成肥料	化成肥料14―14―14	株式会社国華園	大阪府和泉市善正町10番地
輸第9767号	化成肥料	化成肥料８－８－８	株式会社国華園	大阪府和泉市善正町10番地
輸第9769号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土	日星産業株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号
輸第11212号	混合苦土肥料	54粒状混合苦土肥料	株式会社名連	愛知県名古屋市港区寛政町二丁目32番地

有効期限が平成29年２月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第72513号	化成肥料	くみあいほう素入り化成新956号	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北１丁目13番５号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年四月六日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

１　肥料の名称の変更

登録番号　輸第9968号
　変更前　アグロ・バイオソル
　変更後　バイオソル

２　生産業者又は輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第11748号、輸第11755号、輸第11764号、輸第11765号、輸第11889号
　変更前　北海道札幌市中央区南四条西九丁目1006番地８プラネットビル302号
　変更後　北海道札幌市中央区南一条西五丁目７番地１敷島南一条ビル705号
登録番号　生第91564号
　変更前　神奈川県三浦市三崎五丁目245番地７
　変更後　神奈川県三浦市南下浦町毘沙門2305番地６
登録番号　生第89636号、生第91004号、生第91031号、生第91634号、生第91635号
　変更前　愛知県名古屋市中川区玉川町三丁目１番地
　変更後　愛知県名古屋市港区いろは町一丁目19番地

告示等

国土交通省

平成23年一級建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成23年一級建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の２第１項に規定する中央指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成23年４月６日

国土交通大臣　大畠　章宏

１　試験日及び時間

⑴　「学科の試験」
平成23年７月24日（日）
学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（環境・設備）
９：45～11：45（２時間）
学科Ⅲ（法規）
12：55～14：40（１時間45分）
学科Ⅳ（構造）及び学科Ⅴ（施工）
15：10～17：55（２時間45分）

⑵　「設計製図の試験」
平成23年10月９日（日）
11：00～17：30（６時間30分）

２　試験地

⑴　「学科の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表１のとおりとする。

⑵　「設計製図の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表２のとおりとする。

３　受験申込手続

⑴　インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成15年以降に一級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

１）受験申込受付期間及び時間
㋑　期間　平成23年４月18日（月）から平成23年４月28日（木）まで
㋺　時間　受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで

２）受験申込方法
センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。

⑵　受付場所における受験申込

１）受験申込受付期間及び時間
㋑　期間　平成23年５月９日（月）から平成23年５月13日（金）まで
㋺　時間　午前10時から午後４時まで

２）受験申込書の受付地　受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表３のとおりとする。なお、受付場所は、住所地の都道府県ごとに設立されている社団法人の建築士会（以下「都道府県建築士会」という。）又は同会の指定する場所。

３）受験申込方法　受験申込書を、２）の場所に直接提出すること。
ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。この場合には、所要の郵便切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を同封した書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印がなければならない。

⑶　東北地方太平洋沖地震による災害に対する措置
平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の影響により、上記⑴及び⑵による受検申込が困難な者は、原則として平成23年５月13日（金）午後４時までに、電話によりセンターの本部（電話番号03―5524―3105）・支部、又は最寄りの都道府県建築士会に申し出をし受検申込方法等に係る説明を受けること。

４　試験地の変更　試験地の変更は、原則として認めない。

ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、「学科の試験」については、平成23年６月24日（金）までに、「設計製図の試験」については、平成23年９月８日（木）までにセンターあてに文書で申請し、その承認を受けた者に限り試験地の変更を認めることとし、新試験地は、変更後の住所地の都道府県により、「学科の試験」については別表１、「設計製図の試験」については別表２のとおりとする。